

## 埼玉県地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業 補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、市町村が「こどもの居場所づくり」を計画的に推進するため、市町村と地域をつなぐ機能を持つ団体を育成し、市町村と当該団体が協働してこどもの居場所づくりを支援することで地域の課題解決を目指す事業の実施について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業とし、対象経費は、事業実施に必要な別表第2欄に定める経費とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表第1欄に定める補助基準額と別表第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

第4条 補助金の交付には次の条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 規則第19条に基づき、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに（5）に定める財産については、（5）に定める期間が経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの（処分制限財産）は、事業により取得した設備、備品とする。同条ただし書きに規定する知事が定める期間

(財産処分制限期間)は、法定耐用年数とする。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 市町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに(5)に定めるその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は(5)に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなくてはならない。

(9) 市町村が(1)から(8)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(10) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに(5)に定める財産については、(5)に定める期間が経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しな

なければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに（5）に定める財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は（5）に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなくてはならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11) (10)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(14) 補助対象となった市町村及び事業者は、県が事業の検証のために行う調査等に協力をしなければならない。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた市町村の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後（第4条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）10日以内、または補助金の交付を受けた会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村の長に通知する。

2 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(交付の方法)

第11条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	1 補助基準額	2 対象経費	3 補助額	4 補助率
地域におけるこどもの居場所支援団体育成	3,000千円	事業実施に必要な謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金等 ※1 ※2 ※3 ※4	補助基準額、対象経費の実支出額、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い額	県 10/10

※1 対象経費は、国庫補助事業等の対象とならないものとする。

※2 補助対象事業の実施期間は、「地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業審査委員会」において、事業の採択を受けた日から、補助金の交付を受けた会計年度終了の日までとする

※3 土地の購入又は賃借に要する経費、居場所団体等の運営上恒常的に発生する経費については対象外とする。

※4 市町村が事業者に対して委託または補助を行って事業を実施する場合、委託または補助の対象経費は本表の「2 対象経費（ただし委託料、補助金は除く）」の内容に準ずることとする。